

小売販売業者の皆さまへ

平成22年10月から

米トレーサビリティ法がスタートします。

食品のトレーサビリティ

- 生産から販売の各段階を通じ、食品の移動をわかるようにすることです。
- 食品事故発生時に素早く回収や原因究明ができ、安全な他の流通ルートでの取引が継続できます。

米トレーサビリティ法 ※

- 小売販売業者の皆さまだけでなく、米・米加工品に関わる全ての事業者が、以下の取組みを行わなければならないことになっています。
- 食品事故や産地偽装発生時に、原因を速やかに特定でき、事業者の責任の明確化を図ることができます。

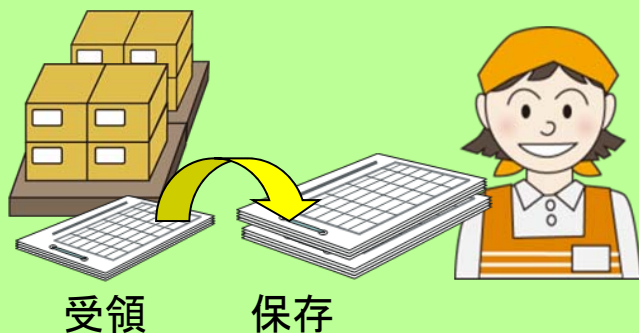
※ 「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」

✓ 伝票を受領

「米」、「米加工品」を入荷した際には、伝票等を受領してください。

✓ 3年間保存

受領した伝票等は3年間保存してください。



生産者から小売業者、外食業者に至る流通経路全体でのトレーサビリティの確保のため、伝票等を保存していなかった場合には…
罰則規定(50万円以下の罰金)が適用になります。

消費者に正しく産地を伝達する観点から、

一般消費者への産地情報伝達に義務違反があった場合には…

勧告・命令を行い、当該命令に従わなかった場合には、罰則規定(50万円以下の罰金)が適用になります。

詳細は裏面へ

取引等の記録の作成・保存 <平成22年10月1日施行>

受領した伝票等についての確認事項

（ 実際の取引において取り交わされる伝票類(帳簿でも可)において、下記に掲げる事項が記載されていれば、それを保存しておくことで、記録・保存の義務を果たしたことになります。 ）

対象品目の確認

- 米穀(玄米・精米等)
- 米粉や米こうじ等の中間原材料
- 米飯類
- もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりん

伝票の内容の確認

- 品名 (取引において通常用いている名称)
- 産地(注1~3) (「国産」「〇〇国産」「〇〇県産」等)
- 数量 (取引において通常用いている単位)
- 年月日 (搬入した日(困難な場合は、発送日等))
- 取引先名 (取引先の氏名又は名称)
- 搬入した場所 (その場所が特定できるような名称及び所在地)

一般消費者への産地情報の伝達(注1~3) <平成23年7月1日施行>

商品の容器・包装に産地(産地を知るためのWebアドレス、電話番号も含む)が記載されている場合には、そのまま販売すれば、一般消費者への産地情報伝達の義務を果たしたことになります。

商品の容器・包装に産地が記載されていない場合には、取引先から伝達された産地情報を小売店が一般消費者へ伝達することが必要となります。

(注1) 産地情報の伝達義務、伝票への産地の記録義務は、平成23年7月1日より前に、生産者から譲渡されたもの(輸入されたものについては、国内需要者等に譲渡されたもの)については、除外されます。

(注2) 産地の記載については、取引先の業者により伝達された産地情報に基づいて記録してください。

(注3) 米飯類、もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりんについて、最終的な一般消費者販売用の容器・包装に入れられ、当該容器包装に産地が具体的に明記されている場合は、伝票等への産地の記載は不要です。

【お問い合わせ先】 北陸農政局 新潟農政事務所 食糧部 新潟市中央区船場町2-3435-1 (TEL) 025-228-5213

■地域第一課 長岡市古正寺町字中割51-3 (TEL)0258-27-2011 ■地域第四課 上越市東雲町2-6-1 (TEL)025-543-4574
■地域第二課 新発田市豊町2-6-26 (TEL)0254-22-4101 ■地域第五課 魚沼市青島634-5 (TEL)025-792-8211
■地域第三課 燕市井土巻4-97-1 (TEL)0256-61-6011 ■佐渡統計・情報センター 佐渡市千種139-3(TEL)0259-63-2561

2010.6